



## まん延防止等重点措置解除後の 習志野市における施設・イベント等の対応について

千葉県内において、3月21日(月祝)をもってまん延防止等重点措置の適用が解除されることが決定しました。

本市におきましては、3月18日(金)に、対策本部会議を開催し、施設・イベント等の対応について、周知期間を含め4月1日(金)より、以下のとおりとします。

なお、感染症の状況や社会情勢等、今後の動向に応じて内容を精査します。

1. 本市が主催(共催)するイベントについて  
原則、必要な感染予防対策を徹底して開催とする。

2. 本市が開催する会議等について  
原則、必要な感染予防対策を徹底して開催とする。

3. 市立施設の運営について  
市立施設は、各部局において作成する運営計画により、運営する。  
運営計画は、施設ごとに作成しております。  
ホームページにおいて施設対応の一覧を本日中に掲載します。

### 【市長コメント】

まん延防止等重点措置が解除されるが、新しい日常のはじまりとして、本市が啓発している『習志野版あたらしいルール』「非接触」・「適距離」・「計画的」・「避飛沫」を実行することによりは変わりはありません。

また、重症化リスクがある方の存在を強く認識しながら、引き続き、感染症予防対策へのご理解ご協力をお願いします。



問合せ先

新型コロナウイルス感染症対策本部事務局

電話：047-453-2963(直通)